

令和6年度（2024年度）7月度定例役員会配布物一覧

【チェック】最初に配布物/部数が正しくそろっているかご確認ください。
配布物の過不足、不明点がある場合は連合役員までお問合せください。

【チェック】

	① 赤坂台校区連合自治会7月定例役員会議案書	各単位1部
	「赤坂台ふるさと祭り」プログラム	会員数+α
	日本赤十字社活動資金募集運動の報告とお礼	各単位1部
	堺市自治会施設賠償責任保険について	各単位1部
	自治会活動保険のご案内	各単位1部

<全戸配布および回覧板>

	① 赤中「学校だより」7月号	回覧板数
	② 青色防犯パトロール講習会の開催について	回覧板数

<掲示物（掲示板）>

	① 第13回「大阪880万人訓練」のポスターの掲示について	掲示板数
	② 交番だより 7月号	掲示板数
	③ 運転者講習会のお知らせ	掲示板数
	④ 堺大魚夜市（7月27日Sat）	掲示板数

<黄色バインダー>

2024(R6)年7月14日

1. 連合自治会から

(1) 令和6年度日赤活動資金募集の報告とお礼(別紙)

(2) 「2024赤坂台ふるさと祭り」について(8月17日)

① プログラム配布(全住民に配布します)

届け出人数より多く(5~10枚程度)配布していますが必要枚数を申し出てください

② ポスター配布、各単位1部

③ ゴールド券発行届提出してください(するしないに関わらず提出のこと)

④ 8月4日(日)10:00~、定例会と模擬店の合同会議を開催します。

(3) 堺市自治会施設賠償責任保険について(別紙)

(4) 自治会活動保険について(別紙)

2. 各委員会より

(1) スポーツ推進委員会

6月12日(水)

「グランドゴルフ大会」が、赤坂台公園にて開催されました

上位9名が「堺市民オリンピックの選抜選手です」

6月23日(日)天候不良のため中止、7月14日(日)開催予定

「ソフトボール大会」

(2) 防災委員会

3. 南区自治連合協議会校区代表者会議(7月5日 Fri) 詳細はHP参照してください。

*次回定例会は、8月4日(日)午前10時から「定例会・模擬店合同会議」予定です。

以上

令和6年7月1日

赤坂台校区
各自治会（組合）会長様

赤坂台校区赤十字連合奉仕団
団長 石飛 明夫

令和6年度日本赤十字社活動資金募集運動のご報告とお礼

令和6年度の日本赤十字社活動資金募集運動につきましては、各自治会会長・管理組合長の皆様はじめ、各町会役員の皆様方にお世話をいただきありがとうございました。

おかげ様をもちまして、本年度の活動資金募集実績は、赤坂台校区で総額¥390,800円となりました。

活動資金募集の運動員としてご活躍いただいた赤坂台校区各町会役員の皆様と、日本赤十字社活動資金募集にご理解をいただいた校区の皆様には厚くお礼を申し上げます。

【追記】

赤坂台校区単位自治会・管理組合毎の明細額は、校区の恒例のことですが、公表は差し控えさせていただきます。また、日本赤十字社堺市地区本部の領収書は、連合自治会会計にて保管をお願いいたしております。

なお、後日、日本赤十字社から連合自治会に対しまして普及費が交付されます。

赤坂台校区赤十字連合奉仕団
事務長 牧 善幸

校内禁煙

ペットNG

周辺道路等駐禁



プログラム・会場マップ



赤坂台 ふるさと祭り

Akasakadai Fes.

あかふるステージ

〔出演グループ〕

18:00 6丁十六夜会 楽学会

18:20 中林まゆみ (演歌)

18:40 ビンゴ大会

19:00 梟燕乱舞

19:10 上沼バンド

19:30 赤坂台ソーランバンド
(南中ソーラン)

19:40 来賓のご紹介

19:50 りんバンド



まってるよ!



あかふる

行こう

日時：2024年8月17日(土)
(開場17:00~20:30)

会場：赤坂台小学校



【祭りの記録】

みんな
おいでよ!

あかふるショップ

(模擬店21店舗!!)

郵便はがき

63円切手
を貼って
ください

590-0144

堺市南区赤坂台 2-5-15

赤坂台地域会館

赤坂台校区連合自治会 行

sample

【差出人】

所属自治会名 _____ または他地区

住所
南区 _____

氏名

キリトリ

当選引換券

所属自治会名 _____ または他地区

住所
南区 _____

氏名

キリトリ

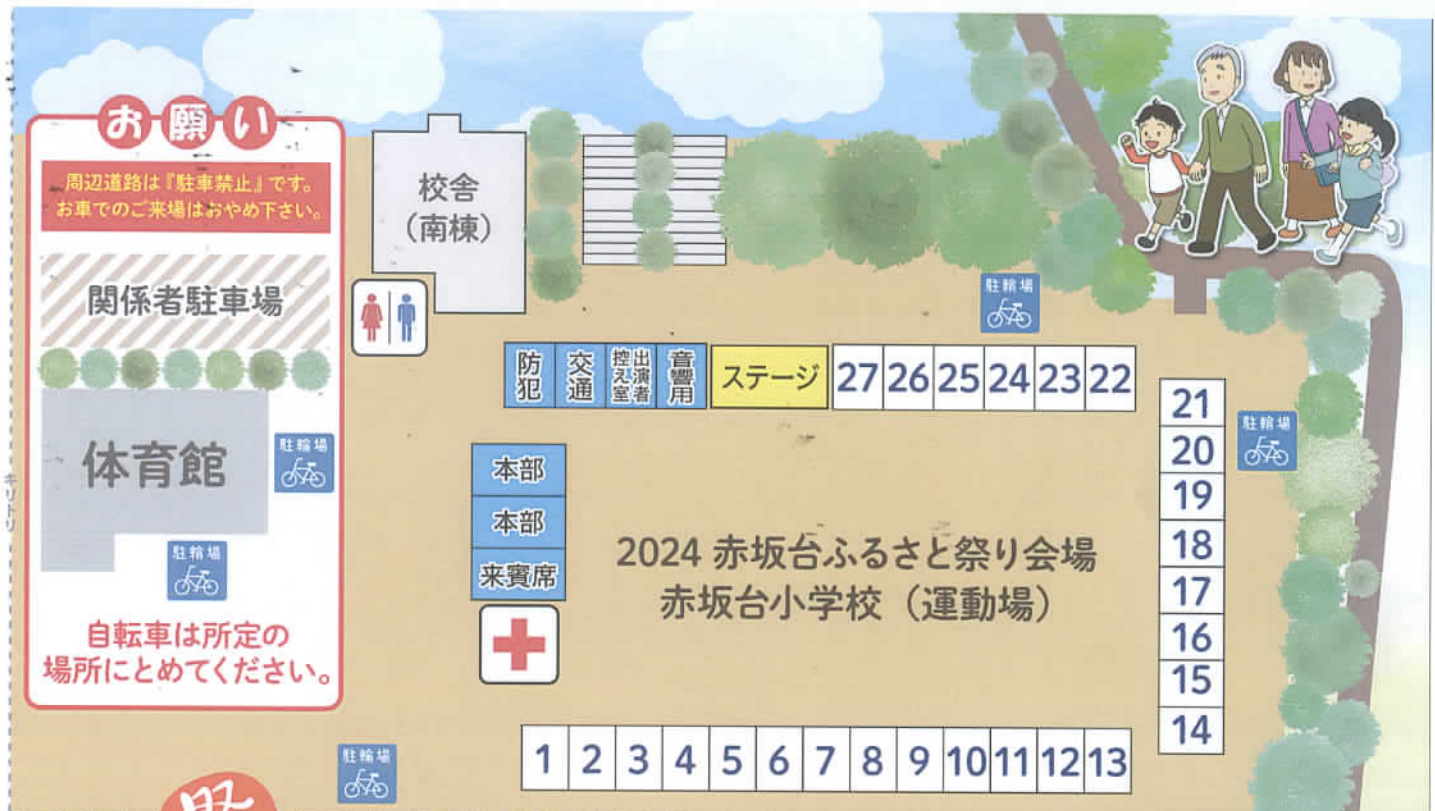
ゴールド券抽選応募要項

当選賞品は**ゴールド券300ゴールド分**
(300円相当、模擬店で使用できます)×150名です。
このハガキ以外での応募は無効です。

1. この応募はがきを切り取って、必要事項記入の上、地域会館で投票または63円切手を貼って郵送してください。
2. 8月14日(水)午後2時 締め切りです。
3. 抽選結果はHP上に発表します。
電話での対応は致しません。
4. 当選者には、祭り当日、本部にて300ゴールド券に交換します、交換には「当選引換券」が必要ですので大切に保管してください。

以上

- ❖ 抽選は8月14日(水)午後2時、到着分をもって抽選します。
- ❖ 当選者には祭り当日、本部にて300ゴールド券に交換します。
- ❖ 交換には「**当選引換券**」が必要ですので大切に保管してください。
- ❖ 抽選結果はHPで確認してください。



祭

模擬店のご案内

- | | | | | |
|--------------|----------------------------|--------------|--------------------|--------------|
| 1. 4丁 | 飲み物 | 12. すき屋 | ハンバーガー・牛丼 | 22. フォーラムハウス |
| 2. 2丁 公社 | 飲み物 | 13. メロンパンの会 | チュウチュウ・駄菓子 | 23. 6丁 15 |
| 3. リーシェス | 飲み物 | 14. 赤坂台やきとり会 | 焼き鳥 | 24. 6丁 14A |
| 4. 農家の子ども食堂 | フライドポテト・ジュース | 15. マムズ くれーぶ | クレープ | 25. 5丁 西 |
| 5. 檜尾山 | 飲み物 | 16. 6丁 | フランクフルト・スーパーボールすくい | 26. 3丁 9番 |
| 6. 大森青年団 | 焼きそば | 17. 6丁 防災会 | パイナップル・飲み物 | 27. 3丁 南 |
| 7. 6丁 14B | ホットドック・子ども向け遊具 | 18. 新檜尾おやじの会 | 焼きそば・ドリンク類 | |
| 8. 5丁 | 飲み物・クジ引き | 19. アロハの会 | 生ビール・ポップコーン・かき氷 | |
| 9. 啓道館 | かき氷・スーパーボールすくい
光るオモチャくじ | 20. 赤坂カリー | カレーライス | |
| 10. ファミール赤坂台 | 飲み物・クジ引き | 21. 赤坂ほのぼの会 | おでん・キュウリ漬け・飲み物 | |
| 11. 赤坂台小PTA | 光るうちわ | | | |

主催：「2024赤坂台ふるさと祭り」実行委員会
赤坂台校区連合自治会

協力団体：堺市立赤坂台小学校/堺市立赤坂台中学校/赤坂台小学校PTA/赤坂台中学校PTA/南堺防犯協会
赤坂台支部/交通指導員、青少年指導員、少年補導委員/赤坂台民生・児童委員/赤坂台校区福祉協議会/校区住民・協力者のみなさま。

令和6年7月14日

単位自治会・管理組合各位

赤坂台校区連合自治会
会長 石飛 明夫
赤坂台ふるさと祭り実行委員会
委員長 山本 政樹

ゴールド券の発行について(ご案内)

「2024 赤坂台ふるさと祭り」に際しまして
「ゴールド券」を発行予定の、単位自治会・管理組合様におかれましては、
下記 「ゴールド券発行届書」にご記入を頂き提出してください。
予定していない場合におきましても、「発行しない」に○印を付して提出願います。

「ゴールド券発行届書」

単位自治会・管理組合名 : _____

責任者氏名 : _____

連絡先 : _____

該当するものに「○」ならびに「数量」をご記入ください。

1・ゴールド券を発行する。

2・ゴールド券を発行しない。



発行枚数 100G券× 枚

※ゴールド券(G券)について

2024 赤坂台ふるさと祭り会場模擬店にてご利用いただける

100ゴールド券=100円相当の金券として取扱います。

各単位自治会・管理組合が発行したG券につきましては、

祭りの当日に使用された枚数(相当額)を、ご負担いただくこととなります。

※ 7月30日(火)までに地域会館(ポスト)に提出願います。

発行希望日がありましたら記入してください(月 日)

赤坂台校区連合自治会

(昨年(2022)の記録です)

(2023 ふるさと祭り ゴールド券 発行枚数/使用枚数/使用率 調査表)

2023.8.28現在

番号	自治会名	G券発行	受取日	G券発行枚数	使用枚数	使用率	世帯数
1	1丁自治会	有り	8月6日	900	349	39%	450
2	2丁公社自治会	有り	8月6日	91	26	29%	91
3	ファミリー赤坂台自治会						105
4	3丁9番自治会						460
5	3丁高層自治会						157
6	3丁南自治会	有り	7月24日	350	178	51%	58
7	4丁自治会	有り	7月30日	1000	446	45%	204
8	リーシェス赤坂台4丁自治会						90
9	5丁自治会						363
10	5丁西管理自治会	有り	8月6日	210	104	50%	70
11	6丁自治会	有り	7月28日	600	342	57%	196
12	6丁14A管理組合						171
13	6丁14B管理組合	有り	8月3日	300	118	39%	110
14	6丁15管理組合	有り	7月24日	200	58	29%	84
15	フォーラムハウス6丁自治会	有り	8月7日	232	74	32%	54
16	檜尾山自治会						80
17	連合自治会	クジ用	500/人	170人分		*850	
		活動要員用	500/人	61人分		*305	8/17 18 19用
		委員会用				*38	7/30 8/6用
					1193	972	81%
合計				5076	2667	53%	2,743

堺市自治会施設賠償責任保険について

■施設賠償責任保険の概要

堺市内の自治会が所有または管理する防犯灯・防犯カメラ・掲示板の管理不備に起因して人身傷害や財物損壊の事故を起こし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が補償の対象となります。

<保険金支払対象となる事故の例>

- ◇防犯カメラのネジが緩んで落下し、近隣の建物を破損した。
- ◇老朽化した防犯灯が倒れ、通行中の車両を破損した。
- ◇取付が緩んでいたり、腐食していた掲示板が強風で飛ばされ、通行人にケガをさせた。

【証券番号】	NH69993826
【保険契約者】	堺市自治連合協議会
【被保険者】	本保険に加入（申込）いただいている堺市内の自治会 （校区自治連合会・単位自治会）
【保険期間】	令和5年7月1日午後4時～令和6年7月1日午後4時
【引受保険会社】	三井住友海上火災保険株式会社



～法律上の損害賠償責任～

過失により他人に損害を与えた場合は、民法等の定めにより加害者は被害者に対してその損害を補償する責任を負います。これを法律上の損害賠償責任といいます。

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について保険金をお支払いします。

一方、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない場合は、補償対象外となりますので、ご注意ください。

～自然災害による事故～

地震や暴風等の自然災害による事故で他人に損害を与えたときは、災害の程度や予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金支払対象外となる場合があります。対人・対物事故が発生した場合は、まず当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

事故発生

お支払いする保険金の種類



お支払いする保険金は、基本補償および特約あわせ以下の通りです。

事故発生後に生じる費用

訴訟等に発展した場合の費用

ア) 損害防止費用

事故の損害の発生や拡大の防止のために必要または有益な費用

イ) 緊急措置費用

応急手当、護送、治療、看護その他緊急措置のために要した費用(後で損害賠償責任がないと判明した場合)

ウ) 初期対応費用(特約)

- ・事故現場の保存、取片付け費用
- ・事故原因調査費用
- ・現場派遣交通費・宿泊費、通信費

エ) 被害者治療費用(特約)

- ・重度後遺障害や入院の治療費
- ・死亡の場合の葬祭費用
- ・見舞金・弔慰金

オ) 争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬等

カ) 協力費用

保険会社が事故解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用

キ) 権利保全行使費用

他人から損害賠償を受けられるケースで、その権利保全・行使に要した費用

ク) 訴訟対応費用(特約)

- 訴訟が提起された場合の以下の費用
- ・交通費・宿泊費
 - ・文書作成費、実験費
 - ・意見書や鑑定書の作成費

◆◆◆ 和解や判決により法律上の損害賠償が確定したら… ◆◆◆

ケ) 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償

お支払いする保険金の額

補償種類	保険金支払限度額	免責金額
施設賠償責任保険	身体障害・財物損壊共通 (1事故) 2億円	なし
初期対応費用特約	1,000万円	
被害者治療費用特約	1,000万円 ただし被害者1名につき以下限度 死亡・重度後遺障害50万円 入院10万円 通院3万円	
訴訟対応費用特約	1,000万円	

- ・ア) 損害防止費用、イ) 緊急措置費用を除き、保険金支払につき事前に保険会社の同意を要しますので、必ず保険会社までお問合せください。
- ・オ) 争訟費用、カ) 協力費用については原則として支払限度額の適用はなく、費用全額が支払対象となります。
- ・ただし、オ) 争訟費用については、ケ) 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{損害賠償金の額}}$$

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょうに起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波、高潮に起因する賠償責任
- 液体・気体・個体の排出、流出、いつ出に起因する賠償責任
- 原子核の反応、石油物質の流出
- 石綿等の摂取・吸引、石綿等の飛散・拡散
- 保険の対象となる防犯灯・防犯カメラ・掲示板の設置、修理、取壊しによる事故に起因する賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

事故が起こった場合のお手続き

= 初期対応 =

事故が発生した場合は、まずは、あわてず落ち着いて初期対応を行ってください。

- A. 損害の発生および拡大の防止
- B. 被害者の確認
- C. 目撃者の確認
- D. 必要に応じ救急車・警察へ連絡

= 事故連絡 =

以下について確認し、お手元にメモを取り代理店または保険会社へ、すみやかにご連絡ください。

- ①事故発生の日時・場所
- ②被害者の住所・氏名
- ③事故状況(発生原因、損害状況など)

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

※事故連絡の際には、本チラシ1ページ目に記載の証券番号、保険契約者名をお伝えください。

～示談交渉について～

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

事故が発生したときは被保険者ご自身に示談交渉を進めていただきますが、当社は円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。

なお、あらかじめ保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、その全額または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。
また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

お問合せ先

このチラシは施設賠償責任保険の概要についてご案内したものです。
保険商品の詳細につきましては、三井住友海上HPの下記リンクから読み取りいただけます。
<https://www.ms-ins.com/pdf/business/indemnity/shisetsu.pdf>

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



【代理店】

有限会社ポントス (担当: 西尾 竜平)

〒587-0031 堺市美原区さつき野西1-2-2

TEL: 072-362-7651 (受付時間: 平日9:00~17:00)

E-mail: pontos@iris.eonet.ne.jp

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 堺支店堺第三支社

〒590-0952 堺市堺区市之町東6-2-9

TEL: 072-222-6301 (受付時間: 平日9:00~17:00)

自治会活動保険のご案内

堺市自治連合協議会では、自治会員が自治会活動中の不測の事故により、負傷又は死亡した場合にかかる治療費等や、第三者の生命・身体または財物に損害を与えた際に負う法律上の賠償責任を補償する保険に加入します。

▶ 保険契約者

堺市自治連合協議会

▶ 被保険者

「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員

※保険加入に際し、申請書や自治会員名簿等のご提出は必要ありません。

▶ 保険期間

令和6年7月1日～令和7年6月30日

▶ 保険料

自己負担はありません（堺市が全額負担）

▶ 対象となる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施する

ことが決定された活動

<活動例>

・団体の運営に関する活動

会議、広報誌・回覧板等配布、掲示板へのポスター掲示など

・地域の安全・安心に資する活動

防犯パトロール、防災訓練、交通安全活動など

・社会福祉に資する活動

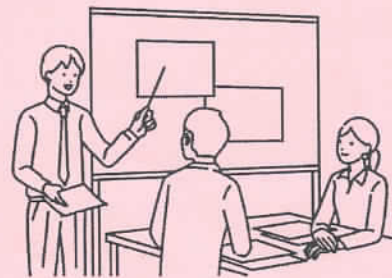
高齢者福祉活動、赤い羽根募金活動など

・環境美化等に資する活動

道路・公園等清掃活動、資源回収など

・地域コミュニティの醸成に資する活動

イベントや催しの運営・準備、文化活動、スポーツ活動など



※ 活動場所と自宅との往復途中の事故を含みます。

※ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等、危険なスポーツ活動やだんじり祭り、ふとん太鼓は除きます。

堺市及び堺市教育委員会が別途契約する下記保険の対象となる活動を除く

地域の子どもの見守り活動保険、子ども110番の家活動保険、堺市自治会施設賠償責任保険

▶ 保険金の支払いの対象と保険金額等

(1) 傷害

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我又は死亡した場合（死亡・後遺障害・入院・通院）に保険金を支払います。

保険金の種類	内容	保険金額
①死亡保険金	傷害により、事故の日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円 ※後遺障害については、障害の程度に応じ 3%~100%の範囲内
②後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたとき	
③入院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力を失って医師の治療を受け、入院したとき	入院 1 日につき 3,000 円 ※事故の日から 180 日が限度
④通院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力に支障が生じ、通院したとき	通院 1 日につき 2,000 円 ※事故の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度とする。ただし、平常の生活又は業務に支障がない程度に治ったとき以降の通院は除く。

(2) 賠償責任

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物の損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払います。

保険金の種類	保険金額
①身体賠償	1 名 1 億円、1 事故 5 億円（限度額）
②財物賠償	1 事故 5,000 万円（限度額）

※保険金が支払われる費用項目

- ・被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代など
- ・保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁和解若しくは調定費用
- ・損害の防止、軽減のための有益な応急、緊急措置費用

▶保険の対象とならない事故

(1) 傷害保険

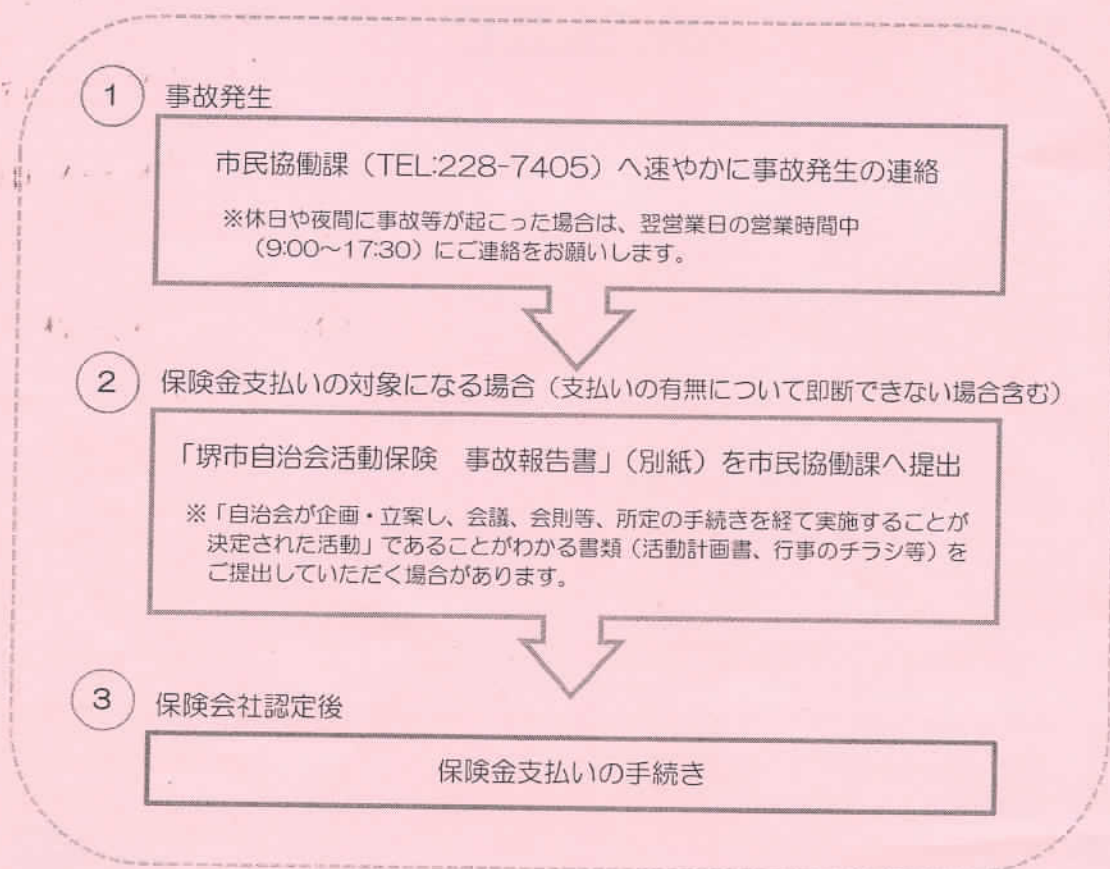
- * 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- * 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- * 航空機の墜落又は自動車事故
- * 頸部症候群（むちうち）又は腰痛で、他覚所見のないもの など

(2) 賠償責任保険

- * 施設の新築、改築、増築、修理等の工事に起因する賠償責任
- * 自動車の所有、使用又は管理に起因する賠償責任
- * 給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他家事用器具から排出、漏えい又は汜濫する液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- * 屋根、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨又は雪により財物の損壊に起因する賠償責任 など

※ 上記は一例です。実際に事故が起きた場合、保険会社で対象の有無を判断します。

▶事故発生時の手続きの流れ



➤初期対応、事故連絡

■■ 初期対応 ■■

事故が発生した場合は、まずは慌てず落ち着いて初期対応を行ってください。

- A. 損害の発生および拡大の防止
- B. 被害者の確認
- C. 目撃者の確認
- D. 必要に応じ救急車・警察へ連絡

■■ 事故連絡 ■■

以下について確認し、お手元にメモを取り市民協働課へすみやかにご連絡ください。

- ① 事故発生の日時・場所
- ② 被害者の住所・氏名
- ③ 事故状況（発生原因、損害状況など）

※休日や夜間に事故等が起こった場合は、翌営業日の営業時間中（9:00～17:30）にご連絡をお願いします

※ 損害の防止・軽減のための有益な応急・緊急措置費用を除き、保険金支払いについては事前に保険会社の同意を要します。

【証券番号】 5000428038
【保険契約者】 堺市自治連合協議会
【被保険者】 「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員
【保険期間】 令和6年7月1日～令和7年6月30日

【代理店】

株式会社 ティアタス

〒590-0946 堺市堺区熊野町東 1-1-7（ティアタスビル）
TEL：072-238-1925（受付時間：平日 9:00～17:00）
フリーダイヤル：0120-373-953

【引受保険会社】

ニューインディア保険会社 大阪支店

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-6-27（ヨシカワビル）
TEL：06-6262-5471（受付時間：平日 9:30～17:00）

<お問い合わせ先>

堺市自治連合協議会事務局（市民協働課内）
TEL：228-7405/FAX：228-0371

【堺市自治会活動保険】保険の対象について

R6.6.7

堺市自治会活動保険の、保険の対象は次のとおりです。

<保険の対象>

「被保険者となる**自治会**（※）が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動」中、「自治会員」に不測の事故があり傷害や賠償責任を負った場合。

※自治会

- ①堺市自治連合協議会・区自治連合協議会・校区自治連合会・単位自治会
- ②自治会が便宜的に別の名称で活動している団体
（例）校区自主防災会、赤十字奉仕団

- 自治会以外の各種団体（自治会の傘下団体や協力団体など）が実施する活動は保険の対象になりません。
- 自治会組織の一部（部会や委員会など）が実施する自治会活動は保険の対象となりますが、内容によっては個別の判断を要する場合があります。

堺市自治会活動保険 事故報告書

報告者	
報告日	年 月 日
団体名	
氏名（フリガナ）	()
負傷者又は賠償者との関係	本人 ・ 校区代表者 ・ その他 ()
住所	〒
日中の連絡先	〈自宅・携帯電話・勤務先〉 - -

地域活動中に事故が発生したので報告します。

事故の種類（該当に○）		損害賠償責任事故	・	傷害事故
活動者（負傷者又は賠償者） ※上記「報告者」と同じであれば記入不要	住所			
	氏名			
	連絡先			
所属団体	団体名			
	団体住所			
	活動内容			
事故の詳細など	当日の活動内容			
	発生日時	年 月 日 ()	午前 ・ 午後	時 分
	発生場所			
	発生時の状況 ※できるだけ詳しく記入してください。			
事故の目撃者又は 当日の事故を証明できる方 ※確認のためご連絡させていただく場合があります。	住所			
	氏名			
	活動者との関係			
	日中の連絡先	〈自宅・携帯電話・勤務先〉 - -		

※裏面も記入してください。

「損害賠償責任事故」又は「傷害事故」について記入してください。

損害賠償責任事故				
身体事故の被害者 又は 財物事故の所有者	住所			
	氏名 (フリガナ)		年齢 (身体事故の場合のみ)	歳
	連絡先			
身体 事故	身体の障害の内容			
	治療見込み期間			
	治療病院名		電話	- -
財物 事故	損壊物名称		損壊の程度	
	修理業者	電話: - -	損害見込額	

傷害事故	
傷病名	
傷病程度	入院 (年 月 日 ~ 退院見込 年 月 日頃) 外科手術 (有 ・ 無) 通院 (年 月 日 ~ 治癒見込 年 月 日頃) ※治癒が終了されている場合: 通院合計日数 (計 日) ※治癒継続中の場合: 現在の通院頻度 (月 / 週 日位)
医療機関名	電話: - -
	電話: - -

◆チェック欄 (個人情報取扱いに関する事項)

ご確認の上、□にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	堺市及び保険会社が、堺市自治会活動保険の申請に関する個人情報を、適用の判断、損害賠償額算定の判断、保険金支払・保険引受の判断のために、医療機関、保険金請求・支払いに関する関係先、事故に関する関係先等に提供をすること、又は提供を受けること、その他業務上必要とする範囲で取得、利用、提供することに同意します。
--------------------------	--

※ 事故発生日を含め30日以内に提出してください。

※ 損害賠償事故において当事者間で示談を行う場合は、必ず事前に市へ相談してください。